

# 市 関 一

## 景 観 計 画

### 第 8 章 景 観 重 要 公 共 施 設 の 整 備 に 関 す る 事 項

## 8章. 景観重要公共施設の整備に関する事項

### 8-1 指定の基本的考え方

地域の良好な景観を保全・創出するうえで、道路、河川、都市公園等の公共施設は、住民に親しまれる重要な社会基盤施設でもあり、また、景観要素でもあることから、地域の特色ある景観を創出するため、各施設の管理者と協議し、同意を得た施設を順次、景観重要公共施設として指定する。

本市は平成17年9月に7市町村が合併した都市であり、景観構造図で示したように、広域景観拠点及び地域景観拠点を連絡する道路、隣接都市や主要観光拠点をネットワークする道路が景観形成上重要な軸線となっている。河川については、東北一の大河である北上川をはじめとして市内の各所に河川が流れ、雄大な流れの景観や滝や溪谷を形づくる自然美の景観、都市に潤いを与える親水景観など、地域によって様々な表情を見せている。また、都市公園については、豊かな地勢条件のなかで、市街地や里山を眺める良好な視点場として住民に親しまれている。

これらの公共施設に関する住民活動の観点からみると、花いっぱい運動の全市的な取り組みのもと、道路沿道における花壇や花木の設置や清掃活動のほか、河畔の植栽の取り組み、津谷川のサケの放流、「かつかの棲む里」づくり、砂鉄川の石磨き、サケの放流など様々な取り組みが住民を主体として行われている。

このように、本市において、道路や河川、都市公園は単なる社会基盤施設であるだけでなく、地域の日常生活と密接に関連し、地域住民に愛着を持たれる空間となっており、住民自らが主体的に取り組む地域景観づくりの核となる空間となっている。このような役割を担う道路、河川、都市公園について景観重要公共施設として指定する。

また、地域のまちづくりや景観形成上において重要と考えられる場所（裏路地、道路や河川の交差する場所等）については、景観形成重点地区とあわせて検討を行ったうえで指定する。